

## 消 毒 薬

### 【ワーキンググループにおける作業結果】

「安全上特に問題がないもの」として選定されるものはなかった。

### (参考) 平成10年における検討結果

#### 【医薬品販売規制特別部会における議論】

濃度、用法から部外品のものがあり検討対象。

#### 【医薬品販売規制特別部会ワーキンググループにおける検討結果】

成分、用法を制限し、効能を器材、衛生材料、哺乳瓶等の消毒に限定すれば移行可能。

### (作業1) 提供すべき情報の提供方法に着目した作業結果

#### 薬剤師が直接説明することが適切な内容

一般的に使用の方法や管理の方法などについて説明が必要である。

#### 販売時に手渡す説明文書が必要な内容

直接的に該当するものはなかった。

#### 外箱表示による情報提供が必要な内容

以下に関する事項は記載が必要と考えられた。

- ・ 使用方法（希釈など）に関する事項
- ・ 添付文書の必読に関する事項
- ・ 医薬品の保管に関する事項 など

|                        |
|------------------------|
| 従来からの添付文書による情報提供で十分な内容 |
| 現在の添付文書でよいと考えられた。      |
| その他                    |
| なし。                    |

**(作業2) 配合成分の薬理作用等からみた人体への作用に着目した作業結果**

直接人体に用いるものではないため、薬理作用等からみた人体への作用に着目した作業において、選定の対象から除外されるものはなかった。

**【選定された主成分】**

なし

**(作業3) 一般小売店での販売に当たって留意すべき事項の整理**

(該当せず)

**【ワーキンググループにおける主な意見】**

- 使用方法の説明や管理について、専門家の関与が必要。
- 希釈倍率に関する情報を確実に提供すべき。
- 人体に使用した場合の作用は強いので、誤用の場合の対処方法などについて消費者の理解を促す必要がある。皮膚に付着すると過敏症になる。
- 引き続き、一般用医薬品としての販売にあたり、購入者における適正使用を図るため、以下の工夫を行うべきである。
  - ・ 外箱表示をより一層充実させること
  - ・ 薬剤師等による購入者への情報提供を積極的に行うこと
  - ・ 供給企業において購入者からの相談応需体制を整備すること

## 殺 虫 薬

### 【ワーキンググループにおける作業結果】

「安全上特に問題がないもの」として選定されるものはなかった。

### (参考) 平成10年における検討結果

#### 【医薬品販売規制特別部会における議論】

× (ピレスロイド系エアゾール等は既に部外品)

#### 【医薬品販売規制特別部会ワーキンググループにおける検討結果】

適正な使用方法を使用しなければ誤用を生じやすく移行は不適切。なお、ピレスロイド系エアゾール等作用緩和成分からなる製剤は既に部外品として販売。

### (作業1) 提供すべき情報の提供方法に着目した作業結果

#### 薬剤師が直接説明することが適切な内容

希釈の方法など、使用方法（加熱蒸散など）などについて説明が必要である。

#### 販売時に手渡す説明文書が必要な内容

直接的に該当するものはなかった。

#### 外箱表示による情報提供が必要な内容

以下に関する事項は記載が必要と考えられた。

- ・ 添付文書の必読に関する事項
- ・ 医薬品の保管に関する事項 など

|                        |
|------------------------|
|                        |
| 従来からの添付文書による情報提供で十分な内容 |
| 現在の添付文書でよいと考えられた。      |
| その他                    |
| なし。                    |

**(作業2) 配合成分の薬理作用等からみた人体への作用に着目した作業結果**

|   |
|---|
| <p>直接人体に用いるものではないため、薬理作用等からみた人体への作用に着目した作業を行うには相応しくなかったが、全ての成分について、誤用などによる中毒のおそれがあるため、すべての配合成分について、選定の対象外とした。</p> |
|---|

**【選定された主成分】**

|    |
|----|
| なし |
|----|

**(作業3) 一般小売店での販売に当たって留意すべき事項の整理**

|        |
|--------|
| (該当せず) |
|--------|

**【ワーキンググループにおける主な意見】**

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ そもそも人に対して使用するものではないが、薬理作用等からみて、誤用による中毒等がおこるおそれがあるため、使用に関する注意喚起が必要である。</li> <li>○ 希釈方法をはじめ、使用法などに関する説明を要する。</li> <li>○ もともと作用が緩和なものは医薬部外品として販売されているので、おのずと医薬品であるものは作用が強いものしかない。</li> <li>○ 引き続き、一般用医薬品としての販売にあたり、購入者における適正使用を図るため、以下の工夫を行うべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外箱表示をより一層充実させること</li> <li>・ 薬剤師等による購入者への情報提供を積極的に行うこと</li> <li>・ 供給企業において購入者からの相談応需体制を整備すること</li> </ul> </li> </ul> |
|---|